

釧路公立大学における競争的研究費等の不正防止対策の基本方針

釧路公立大学（以下「本学」という。）は、釧路公立大学における競争的研究費等の取扱いに関する規程第5条第2項に基づき、本学における競争的研究費等の不正使用防止に関する基本方針を以下のとおり定める。

- 1 不正防止対策に関する責任体系を明確化し、学内外に周知・公表する。
- 2 競争的研究費等の運営・管理に関する職務権限やルールを明確化するとともに、コンプライアンス教育を実施し関係者の意識向上を図るなど、抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る。
- 3 不正を発生させる要因を把握し、不正を防止するための不正防止計画を策定し、実施する。
- 4 適正な予算執行を行うことができるよう、実効性のあるチェックが効くシステムを構築し、適正な運営、管理を行う。
- 5 競争的研究費等の使用ルール等についての相談窓口及び不正使用に関する通報窓口を設置する。
- 6 競争的研究費等の適正な管理のため、モニタリング及び監査の制度を整備する。

附 則

この基本方針は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この基本方針は、令和5年4月1日から適用する。